

憲法改正手続き—96条—改正のうごきを許すな！

憲法はその国のあり方を決めるものです。さらに、その憲法をどのように扱ってきたかということも、その国のあり方を表しています。

日本はこの66年、憲法を一度も変えなかった国です。憲法の内容も重要ですが、その憲法を66年変えなかったということも重要なことではないでしょうか。

（「憲法が変わっても戦争にならないと思っている人のための本」より）

安倍首相は、1月30日の衆院本会議、31日の参院本会議で、改憲について「まずは憲法第96条の改正に取り組んでいく」と述べ、発議要件の緩和を突破口にして改憲する考えを表明しました。96条改悪から着手する方針を国会答弁したのは初めてです。99条の、国務大臣は「憲法を尊重し擁護する義務を負う」という憲法尊重擁護義務から見ても重大な答弁ですが、99条は目に入らぬようです。

超党派の「憲法96条改正議員連盟」の結成や、維新の会の協力表明がある上、96条が技術的規定に見えて国民投票もパスできるとの思惑があるのでしょうか。96条を「アリの一穴」として真の標的である9条に進みたいとの意図は見えすいています。

先日、「9条の心ネットワーク」の会議があり、上脇博之・神戸学院大学大学院教授の話を行いました。まとめとして次の4点が強調されました。

1. 今年7月予定の参議院選挙の結果次第では、解釈改憲（立法改憲）（注1）か、「憲法改正手続き要件緩和」先行改憲かが決まる。
2. 後者の場合、それが実現すれば、その後に9条等の改憲へ。
3. 2つの「憲法改正手続き要件緩和」論（注2）の両方の危険性を広く国民に知らせる運動が重要。
 - ・国民投票回避の緩和論だけではなく、国民投票を残す緩和論も危険！
 - ・今の改憲論は財界とアメリカの要求だから、マスコミが改憲賛成と改憲反対を公平に報道するはずがない！？
 - ・戦後初めての改憲となれば、マスコミが過熱報道することは当然！
4. 「新しい人権を盛り込みますよ」というような「穏健な改憲論」こそ恐ろしい。

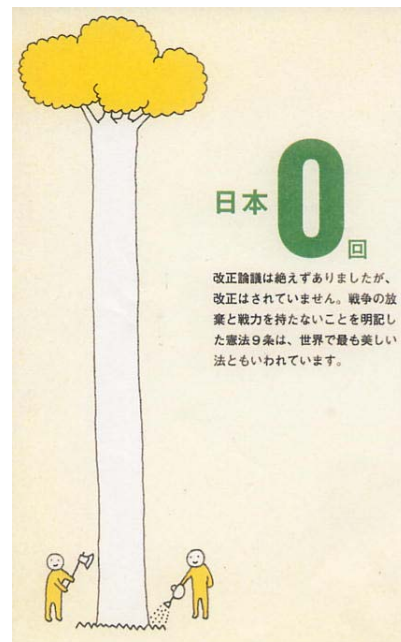
（注1）解釈改憲（あるいは立法改憲）…明文改憲を経ずに、集団的自衛権行使「合憲」へ

安倍首相は1月13日、NHKの番組に出演し、**オバマ米大統領との日米首脳会談で、集団的自衛権の行使を禁じている憲法解釈の見直しを加速させる方針を伝える**考えを明らかにした。

（注2）読売新聞社「日本国憲法改正試案」（1994年11月3日、2004年5月3日）

第108条（改正の手続き及びその公布）

- 過半数の賛成**で議決し、国会がこれを発議し、**国民に提案してその承認**を経なければならない。
- ②前項の規定にかかわらず、この憲法の改正は、改正案につき、**各議院の在籍議員の3分の2以上の出席**で、**出席議員の3分の2以上の賛成**で可決することにより**成立**する。（*国民投票を経ない）
- ③**第1項の承認**には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、**有効投票の過半数の賛成**を必要とする。
- ④第1項又は第2項の憲法改正案は、国会議員又は内閣が提出することができる。
- ⑤第1項の承認を経たとき、又は第2項の可決があったときは、天皇は国民の名で、直ちにこれを公布する。



大日本帝国憲法	日本国憲法
第73条 将来この憲法の条項を改正するの必要あるときは勅命を以て議案を帝国議会の議に付すべし 2 この場合に於て両議院は各々その総員3分の2以上出席するに非ざれば議事を開くことを得ず 出席議員3分の2以上の多数を得るに非ざれば改正の議決を為すことを得ず *原文カタカナをひらがなに変えてあります。	第96条 この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。 2 (天皇による公布一略)

映画「みえない雲」上映します(2006年製作・ドイツ映画)

と き：3月2日(土) 13:30~15:15

ところ：岩岡連絡所多目的ホール(小)

参加費：無料

1986年に起きたチェルノブイリ原発事故の翌年にドイツで発表され、大きなセンセーションを巻き起こしたベストセラー小説を完全映画化。

世界の原発事故史上、最悪の事態となったチェルノブイリ原発事故から20年。今そこにある恐怖として、原発事故により引き起こされる極限状態の恐怖を克明に描いたドイツ映画。

映画終了後、世話人会を行います。どなたでもご参加下さい。



催し物の案内

①2013新春憲法学習会

と き：2月5日(火) 18:30~

ところ：県民会館9階けんみんホール(神戸市中央区下山手通4-16-3)

講演：渡辺治さん(一橋大学名誉教授、9条の会事務局、日本法律家協会理事長)

「総選挙後の憲法情勢をどう見るか」

参加資料代：500円

共催：兵庫県憲法会議、憲法共同センター

②「桜ヶ丘・押部谷」九条の会講演会

と き：2月10日(日) 13:30~

ところ：桜ヶ丘ジョイフル集会室(西区桜が丘中町3-2-3 神戸電鉄「栄」駅から徒歩10分)

講演：小森陽一さん(東大教授・九条の会事務局長)「憲法のはなし」

資料代：1000円

③「西神ニュータウン9条の会」6周年のつどい

と き：2月10日(日) 13:30~ (13:00から総会を行います)

ところ：西区民センター大ホール

講演「今を生きる私たちの選択!~憲法が教えてくれたこと~」

伊藤真さん(伊藤塾塾長、弁護士、日弁連憲法委員会副委員長)

資料代：500円(学生無料)

第65回世話人会 と き：2013年3月2日(土) 13時30分から映画「みえない雲」

(103分)を上映し、終了後世話人会を行います。

ところ：岩岡連絡所多目的ホール(小)

6周年記念行事について検討します。どなたでもご参加下さい。

憲法9条の会・岩岡 連絡先(事務局) 白井篤子(078-967-2758)

改憲のハードルは下げるな

無職 齋藤 紀彦

(奈良県広陵町 72)

昨年の総選挙で単独過半数の議席を得た自民党の安倍晋三首相は、持論の改憲に踏み出そうと、「最初に行うのは憲法96条の改正だ」と強調している。

96条は「憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で国会が発議し、国民に提案してその承認を経なければならぬ」とある。「この条文のまま

だと憲法本体の改正は困難」と判断したから、改憲の入り口である96条の改正から始めよう、ということなのだろう。

96条を「総議員過半数の賛成で発議できる」と改めれば憲法本体を改めるハードルは低くな

り、「9条改正」や「国防軍創設」も可能になる。政権与党は、好きなように憲法を改正する道が開かれることになる。

憲法改正が、通常の法律の制定に必要な要件より厳しい「総議員の三分の二以上の賛成」を求めているのは、国の最高法規である憲法の改定手続きは、通常の法律の制定・改正よりも慎重を期すべきだ、という精神に基づいているからであろう。

たとえ国民の多数が改憲を要求したとしても、改憲のハードルを低くすることは絶対にするべきではないと思う。96条改正の是非について、憲法学者、法律家などの専門家をも含めた議論や報道を望みたい。

1月30日付朝日新聞